

竹富町立幼稚園長 様
竹富町立小・中学校長 様

竹富町教育委員会
教育長 仲田 森和

【第 7 報】新型コロナウイルス感染症に対する対応について（通知）

微暑の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、みだしのことについて下記のとおり通知いたします。
つきましては、各園、各小・中学校での対応方よろしくお願いいたします。

記

1 部活動及びスポーツ少年団の活動について

(1) 5月21日（木）より再開してもよい。ただし、以下の点に留意すること。

- ①一斉臨時休業により運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、児童生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- ②児童生徒が密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間は密集せずに距離を取って行うことができる活動に代えるなどの工夫をすること。
- ③使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ④体育館や教室など屋内で実施する活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- ⑤活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間での効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

※令和 2 年 4 月 24 日付け教義第 120 号の問 46「部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか」への回答から。

(2) 石垣島など、島外へ出での試合及び練習等は当面の間引き続き停止とする。

(3) 一般の学校施設使用も 5 月 21 日（木）より再開してもよい。

2 郡外への渡航について ※不要不急の渡航は引き続き自粛する

(1) 特定警戒都道府県（8 都道府県/5 月 14 日現在）に渡航した場合

※北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫

- ・帰島後2週間は、登校（園）及び出勤せず、自宅待機とする（管理職及び養護教諭は健康観察対象者とする）。

また、同居する家族が渡航した場合も2週間の自宅待機とする。

(2) (1)以外に渡航した場合

- ・帰島後2週間は、健康観察対象者とする（同居する家族が渡航した場合も同様）。

※健康観察対象者：1日4回以上の体温チェックを必ず行い、発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状が見られたら、自宅で休養する。

【本件担当】

竹富町教育委員会 教育課長 大浜 譲

TEL：87-6256 FAX：82-0643